

(証券コード1777)
平成28年6月10日

株主各位

名古屋市中区大須一丁目6番47号

川崎設備工業株式会社

代表取締役社長 坂部 彰 一

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成28年6月28日（火）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区大須一丁目6番47号
当社5階会議室
3. 目的事項
報告事項 第89期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.kawasaki-sk.co.jp/kessan/index.html>）に掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、中国をはじめとする海外景気の減速などの影響はありましたが、企業収益や雇用情勢が改善し、景気は緩やかな回復基調が続きました。

建設業界におきましては、公共投資は減少傾向となったものの、民間設備投資は増加傾向となり、おおむね堅調に推移しました。

このような状況のなかで、当社は、受注の拡大等業績の向上を目指して活動を展開してまいりました。その結果、受注高につきましては、242億90百万円（前期比6.8%増）となりました。工事種別では、一般ビル工事は病院工事等の増加により175億36百万円（前期比4.6%増）、産業施設工事は工場関連施設の増加により50億83百万円（前期比22.9%増）、電気工事は工場関連施設工事の減少により16億70百万円（前期比9.2%減）となりました。セグメント別では、東部・中部・西部とも前期より増加しました。

完成工事高につきましては、207億32百万円（前期比0.5%減）となりました。工事種別では、一般ビル工事は環境施設工事等の増加により149億35百万円（前期比14.2%増）、産業施設工事および電気工事は、工場関連施設工事の減少により、それぞれ40億88百万円（前期比30.4%減）、17億8百万円（前期比8.7%減）となりました。セグメント別では、東部は前期より増加、中部・西部は前期より減少しました。

次期繰越高は、168億58百万円（前期比26.7%増）となりました。

損益につきましては、完成工事高は前期比0.5%減となりましたが利益率が向上したため、経常利益は10億7百万円（前期比25.9%増）、当期純利益は5億94百万円（前期比19.1%増）となりました。

当期におけるセグメント別受注高・完成工事高・繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
東 部	5,350	8,284	7,139	6,495
中 部	3,852	9,304	8,667	4,489
西 部	4,097	6,701	4,925	5,872
合 計	13,300	24,290	20,732	16,858

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資総額は5億29百万円であり、その主なものは名古屋本社ビル新築工事4億51百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原油安、為替の動向、海外経済の減速、米国金融政策の影響などの懸念要因があり、不透明な状況が続くと予想されます。建設業界におきましても、建設需要は東京など都市部での増加と地方での減少という地域差が生じており、受注環境は楽観できない状況です。

このような状況のなかで、当社は、

- ・受注目標の達成
- ・安全第一、無事故・無災害の達成およびコンプライアンスの徹底
- ・工事品質管理・工事原価管理の継続強化
- ・人的資源の強化・効率化および社員教育の充実

などの施策を通じ、黒字安定経営の継続を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 86 期 (平成25年3月期)	第 87 期 (平成26年3月期)	第 88 期 (平成27年3月期)	第89期(当期) (平成28年3月期)
受 注 高 (百万円)	19,567	21,644	22,742	24,290
完 成 工 事 高 (百万円)	20,699	21,116	20,826	20,732
当 期 純 利 益 (百万円)	264	450	499	594
1株当たり当期純利益	22円8銭	37円66銭	41円71銭	49円70銭
総 資 産 (百万円)	12,908	14,004	15,256	14,791
純 資 産 (百万円)	3,761	4,148	4,649	5,136

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第86期は、受注高、完成工事高とも増加しました。損益につきましては、完成工事高増加に伴い経常利益は3億33百万円と増益になりましたが、法人税等の増加により当期純利益は2億64百万円と減益になりました。
- 第87期は、受注高、完成工事高とも増加しました。損益につきましては、完成工事高の増加や利益率向上により経常利益は4億64百万円と増益となり、当期純利益も4億50百万円と増益になりました。
- 第88期は、受注高は増加し、完成工事高は減少しました。損益につきましては、利益率向上により経常利益は7億99百万円と増益となり、当期純利益も4億99百万円と増益になりました。
- 第89期(当期)につきましては、前記の「事業の経過およびその成果」のとおりであります。

(10) 主要な事業内容

当社は建設業法により、国土交通大臣許可（特一26）第3183号をうけ、管工事業、電気工事業、消防施設工事業ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(11) 主要な営業所

本店 名古屋市中区大須一丁目6番47号
支社・支店 東部支社（東京都渋谷区）・中部支社（名古屋市）・西部支社（大阪市）・岐阜支店・豊田支店・神戸支店・中国支店（広島市）
営業所 東北営業所（大和町）・新潟営業所・茨城営業所（土浦市）・多摩営業所・千葉営業所・北陸営業所（金沢市）・信州営業所（松本市）・各務原営業所・静岡営業所（沼津市）・西三河営業所（刈谷市）・三重営業所（木曾岬町）・京都営業所・水島営業所（倉敷市）・四国営業所（丸亀市）・明石営業所・九州営業所（宮若市）

(12) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
期末員数	前期末比増減		
297名	16名増	43.7歳	16.6年

(13) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
株式会社関電工は当社の株式を5,994千株（議決権比率50.3%）保有しております。
- ② 重要な子会社の状況
当社の子会社としてカワセツサービス株式会社がありますが、休業中であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
 (2) 発行済株式総数 12,000,000株
 (自己株式34,229株を含む)
 (3) 株主数 547名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社関電工	5,994千株	50.1%
川崎設備工業取引先持株会	2,175	18.2
川崎設備工業従業員持株会	617	5.2
川崎重工業株式会社	239	2.0
前地隆雄	174	1.5
株式会社大垣共立銀行	96	0.8
小川要治	68	0.6
倉形直之	62	0.5
野村産業株式会社	61	0.5
MSIP CLIENT SECURITIES	54	0.5

(注) 持株比率は、自己株式(34,229株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂部彰一	
専務取締役	廣江勝志	営業本部長
専務取締役	荒木佳昭	社長付
取締役	木村芳正	東部支社長
取締役	高橋克尚	株式会社関電工名古屋支社長
常勤監査役	坂井延行	
監査役	山路正雄	弁護士
監査役	久世善雄	

- (注) 1. 取締役高橋克尚氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役坂井延行、山路正雄の両氏は、社外監査役であります。山路正雄氏につきましては、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 取締役前田昭二氏は、平成27年6月26日に任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役高橋克尚氏および監査役山路正雄氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となっております。

(3) 当事業年度に係る役員報酬等の額

取締役	89百万円 (4名)
監査役	12百万円 (3名)
うち社外役員	12百万円 (社外監査役2名)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役高橋克尚氏の兼職先である株式会社関電工は当社の親会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役 高橋克尚

取締役会への出席率は100%であり、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・監査役 坂井延行

取締役会への出席率は100%、また監査役会への出席率は100%であり、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・監査役 山路正雄

取締役会への出席率は100%、また監査役会への出席率は100%であり、主に弁護士としての専門的立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額20百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、川崎設備工業企業倫理規則に定める企業倫理基本理念を遵守し行動する。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行について、法令・定款への適合性を含む監督を行う。
- ③ 監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の職務執行の法令・定款への適合性を含む監査を行う。
- ④ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス施策の審議決定・監視を通じて、取締役・使用人による企業倫理基本理念の遵守の浸透を図る。
- ⑤ コンプライアンス報告・相談制度を通じて、コンプライアンス違反またはそのおそれがあった場合には早期発見できる体制を整備する。
- ⑥ 監査室は、コンプライアンス実施状況につき内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程・文書保存基準に基づき、適切に整理・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要案件ごとに、取締役会・経営会議での審議ないし決裁手続きの過程において、想定されるリスク判断を含めた検討を行う。
- ② 営業管理規程・資金業務規程等各部門における損失リスクの管理についての規程に基づき、損失の早期把握、発生の予防を図る。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長直轄の対策本部を設置し、迅速に対応することにより、損失の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画により全社的目標を策定し、各部門はこれに沿って重点課題・具体的施策を設定し推進する。
- ② 業務分掌規程・職務権限取扱規程等により、部門ごとおよび役職階層ごとに職務と権限を適正に配分し、効率的な業務執行を図る。

(5) 当社ならびにその親会社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 総務部が子会社（カワセツサービス株式会社）の管理部署となり、関係会社管理規程に基づき重要事項の承認等子会社への指導・監督を行い、業務の適正を図る。
- ② 子会社は、予算、決算、経営状況その他重要事項を適時に当社に報告する。子会社のリスク管理については、当社が適切に指導・監督を行う。子会社は、当社業務との整合性確保および効率的遂行を図るため、当社の承認のもと経営計画を策定し実行する。子会社は、当社のコンプライアンス体制のなかで法令・定款への適合性を確保する。
- ③ 子会社の業務活動についても当社の監査役監査および監査室の内部監査の対象とする。
- ④ 当社と親会社との取引については、取引の公正性および合理性を確保しつつ、適切に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は、当該業務の範囲内において監査役に属するものとし、また当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は監査役の同意を得て行う。

(7) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査役は、必要に応じて当社および子会社の取締役および使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行う。
- ③ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発

見または知った場合、直ちに当社の監査役に報告を行う。

- ④ 当社および子会社が、上記③により監査役へ報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) **監査役**の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役**の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、それが職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支弁する。
 - ② 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。また、監査役は監査室から内部監査結果の報告を受ける等監査室との連携を図る。
- (9) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) コンプライアンス意識の向上・浸透および不正行為の未然防止を図るために、役員・使用人を対象にしたコンプライアンス教育・研修を実施しました。なお、社内外の相談窓口の運用によりコンプライアンスの実効性確保を図っております。
- (2) 重大なリスクの管理につきましては、リスクの洗い出し・評価・対策・チェック体制について準備するとともに、役員・幹部社員間で認識を共有し、リスク発生の予防や早期把握による対処に努めました。
- (3) 監査役は、年度監査計画を策定し、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席、取締役等からの事業の報告、代表取締役・会計監査人・監査室との情報交換などにより、取締役の職務執行全般につき実効性のある監査を実施しました。
- (4) 財務報告にかかる内部統制につきましては、整備・運用・評価の体制を構築しており、これに基づき年度計画を策定し、評価を実施しました。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,989,204	流動負債	8,189,593
現金預金	1,876,880	支払手形	1,446,432
受取手形	1,109,420	電子記録債務	1,845,198
電子記録債権	1,718,010	工事未払金	3,198,157
完成工事未収入金	5,580,766	リース債務	60,670
未成工事支出金	425,524	未払金	54,648
前払費用	16,335	未払費用	163,556
繰延税金資産	129,941	未払法人税等	282,185
未収入金	184,654	未成工事受入金	616,185
立替金	33,383	預り金	53,374
その他	4,885	賞与引当金	253,313
貸倒引当金	△90,600	役員賞与引当金	17,287
		完成工事補償引当金	18,286
固定資産	3,802,073	工事損失引当金	94,066
有形固定資産	3,395,220	その他	86,233
建物・構築物	1,592,449	固定負債	1,465,189
機械装置	1,368	長期借入金	500,000
工具器具・備品	20,191	リース債務	101,186
土地	1,715,943	退職給付引当金	832,535
リース資産	65,268	環境対策引当金	1,390
		繰延税金負債	13,606
無形固定資産	89,137	その他	16,469
借地権	5,750	負債合計	9,654,783
リース資産	83,120	(純資産の部)	
その他	266	株主資本	5,078,773
投資その他の資産	317,715	資本金	1,581,000
投資有価証券	229,240	資本剰余金	395,250
破産更生債権等	90,486	資本準備金	395,250
会員権	85,634	利益剰余金	3,109,701
その他	29,430	その他利益剰余金	3,109,701
貸倒引当金	△117,076	繰越利益剰余金	3,109,701
		自己株式	△7,178
資産合計	14,791,277	評価・換算差額等	57,721
		その他有価証券評価差額金	57,721
		純資産合計	5,136,494
		負債純資産合計	14,791,277

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		20,732,360
完 成 工 事 原 価		18,284,943
完 成 工 事 総 利 益		2,447,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,459,478
営 業 利 益		987,939
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	5,960	
不 動 産 賃 貸 料	43,558	
そ の 他	6,781	56,299
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,647	
不 動 産 賃 貸 費 用	25,637	
株 式 管 理 費 用	4,616	
そ の 他	1,148	37,050
経 常 利 益		1,007,188
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	12,463	
事 務 所 移 転 費 用	14,102	26,565
税 引 前 当 期 純 利 益		980,623
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		389,869
法 人 税 等 調 整 額		△3,952
当 期 純 利 益		594,705

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,581,000	395,250	395,250	2,574,831	2,574,831
当期変動額					
剰余金の配当				△59,835	△59,835
当期純利益				594,705	594,705
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	534,870	534,870
当期末残高	1,581,000	395,250	395,250	3,109,701	3,109,701

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△6,791	4,544,290	104,962	104,962	4,649,253
当期変動額					
剰余金の配当		△59,835			△59,835
当期純利益		594,705			594,705
自己株式の取得	△387	△387			△387
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△47,241	△47,241	△47,241
当期変動額合計	△387	534,482	△47,241	△47,241	487,241
当期末残高	△7,178	5,078,773	57,721	57,721	5,136,494

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のある有価証券……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 時価のない有価証券……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 未成工事支出金……………個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 7～50年
 - 2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - 3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- 2) 賞与引当金は、従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 4) 完成工事補償引当金は、完成工事に対するかし担保の費用に備えるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に過年度の実績を基礎に将来の見込みを加味して算出した率を乗じて計上しております。
- 5) 工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 6) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属される方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

その他、当社は、複数事業主により設立された総合設立型の「愛知県管工事業厚生年金基金」に加入しており、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、同厚生年金基金は平成28年3月25日に解散認可され、現在、清算手続中であります。

- 7) 環境対策引当金は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上しております。
5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
6. 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

貸借対照表関係

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式管理費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

（貸借対照表に関する注記）

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,365,772千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 205,698千円 |
| " 短期金銭債務 | 630,292千円 |

（損益計算書に関する注記）

- | | | |
|--------------|-----|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | | |
| 営業取引高 | 売上高 | 432,945千円 |
| | 仕入高 | 1,023,529千円 |
| 営業取引以外の取引高 | | 3,064千円 |

2. 事務所移転費用

本社および中部支社の移転に伴う費用を計上しております。内訳は次のとおりであります。

引越費用	4,620千円
固定資産除却損	4,255千円
その他	5,226千円
計	14,102千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数	摘要
発行済株式	普通株式	12,000,000	—	—	12,000,000	
自己株式	普通株式	32,900	1,329	—	34,229	(注)

(注) 自己株式当期増加の内訳は下記のとおりです。

単元未満株式買取 1,329株

2. 剰余金の配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	59,835 千円	5.00円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発 生日が翌期になるもの

上記の事項については、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,760 千円	7.00円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、工事損失引当金および未払事業税であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.70%、平成30年4月1日以降のものについては、30.47%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5,153千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が5,927千円、その他有価証券評価差額金が774千円、それぞれ増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権および完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、各店の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に営業取引に係る運転資金および設備投資資金に係るものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	1,876,880	1,876,880	—
(2) 受取手形(*1)	1,097,420	1,097,420	—
(3) 電子記録債権(*1)	1,700,010	1,700,010	—
(4) 完成工事未収入金(*1)	5,521,666	5,521,666	—
(5) 未収入金(*1)	183,454	183,454	—
(6) 立替金(*1)	31,088	31,088	—
(7) 投資有価証券	194,771	194,771	—
(8) 破産更生債権等(*1)	878	878	—
(9) 会員権(*1)	53,593	53,460	△133
(10) 支払手形(*2)	(1,446,432)	(1,446,432)	—
(11) 電子記録債務(*2)	(1,845,198)	(1,845,198)	—
(12) 工事未払金(*2)	(3,198,157)	(3,198,157)	—
(13) 預り金(*2)	(39,287)	(39,287)	—
(14) 長期借入金(*2)	(500,000)	(499,020)	△979
(15) リース債務(*2) (*3)	(161,857)	(160,111)	△1,745

(*1) 受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金、未収入金、立替金、破産更生債権等、会員権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*3) 1年内返済予定額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券取引に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金ならびに(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 立替金

J V 工事立替金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(9) 会員権

ゴルフ会員権は専門業者の資料より売買価額を算定し、社内基準により個別に時価を評価し、当該価額をもって時価としております。

(10) 支払手形、(11) 電子記録債務ならびに(12) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) 預り金

J V 工事預り金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(14) 長期借入金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(15) リース債務

これらの時価については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額34,469千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7) 投資有価証券」には含めておりません。

リゾート会員権（貸借対照表計上額4,571千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(9) 会員権」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1.	1 株当たり純資産額	429円27銭
2.	1 株当たり当期純利益	49円70銭

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

川崎設備工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 葛 西 秀 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎設備工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

川崎設備工業株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 坂井延行 ㊟

監査役(社外監査役) 山路正雄 ㊟

監査役 久世善雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開および内部留保等を勘案し、普通配当は1株につき5円とし、また本年が当社創立65周年にあたるので1株につき2円の記念配当を加え、あわせて1株につき7円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円
総額 83,760,397円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。

これに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第27条（社外取締役の責任限定）および第36条（社外監査役の責任限定）の規定の一部を変更するものであります。なお、第27条（社外取締役の責任限定）を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制強化およびコーポレートガバナンス強化のため2名追加し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さかべ しょういち 坂部 彰一 (昭和26年1月1日生)	平成11年10月 川崎重工業株式会社プラントエンジニアリング事業本部パワープラント事業部管理部長 平成17年4月 川崎エンジニアリング株式会社出向 平成19年4月 当社執行役員管理本部長 平成19年6月 当社常務取締役管理本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任)	27,000株
2	ひろえ かつし 廣江 勝志 (昭和35年8月6日生)	平成19年12月 当社大阪支店長 平成22年4月 当社執行役員大阪支店長 平成24年6月 当社常務取締役営業本部長 平成26年6月 当社専務取締役営業本部長(現任)	37,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	あら き よし あき 荒 木 佳 昭 (昭和26年3月6日生)	平成17年7月 株式会社関電工事業開発本 部エネルギーソリューション部 長 平成19年7月 同社執行役員栃木支店長 平成22年7月 同社常務執行役員営業統轄 本部副本部長 平成26年6月 当社専務取締役社長付(現 任)	2,000株
※ 4	かわ さき よし てる 川 崎 芳 輝 (昭和31年1月28日生)	平成15年4月 川崎重工工業株式会社人事労 政部採用グループ長 平成18年10月 同社関西支社営業企画課長 平成20年9月 同社中部支社副支社長 平成23年4月 同社中部支社長 平成28年4月 当社執行役員社長付(現任)	0株
5	き むら よし まさ 木 村 芳 正 (昭和29年6月9日生)	平成15年4月 当社名古屋支店営業部長 平成21年2月 当社名古屋支店長 平成21年4月 当社執行役員名古屋支店長 平成25年10月 当社執行役員中部支社長 平成26年6月 当社取締役東部支社長(現 任)	15,000株
6	たか はし かつ なお 高 橋 克 尚 (昭和33年4月9日生)	平成20年7月 株式会社関電工神奈川支店 横浜内線営業所長 平成22年7月 同社神奈川支店営業部内線 工事部長 平成26年10月 同社南関東・東海営業本部 品質工事管理部長 平成27年6月 同社名古屋支社長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株
※ 7	やま もと ひろ き 山 本 宏 樹 (昭和29年8月9日生)	平成18年10月 川崎重工工業株式会社航空宇 宙カンパニー生産本部生産 技術部長 平成21年4月 同社航空宇宙カンパニーQ M推進室長 平成23年4月 同社航空宇宙カンパニーQ M推進本部長 平成25年4月 川重岐阜エンジニアリング 株式会社代表取締役社長 (現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本宏樹氏は、社外取締役候補者であります。また、本議案をご承認いただいた場合、当社は、山本宏樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
4. 山本宏樹氏につきましては、経営者としての高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
5. 山本宏樹氏は、平成25年6月まで川崎重工工業株式会社の業務執行者でありました。同社は当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

6. 第2号議案および本議案をご承認いただいた場合、当社は、山本宏樹氏および業務執行取締役等ではない取締役の候補者である高橋克尚氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額は法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、高橋克尚氏は本総会終結時まで社外取締役であり、同氏との間で、責任限定契約を締結しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役久世善雄氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

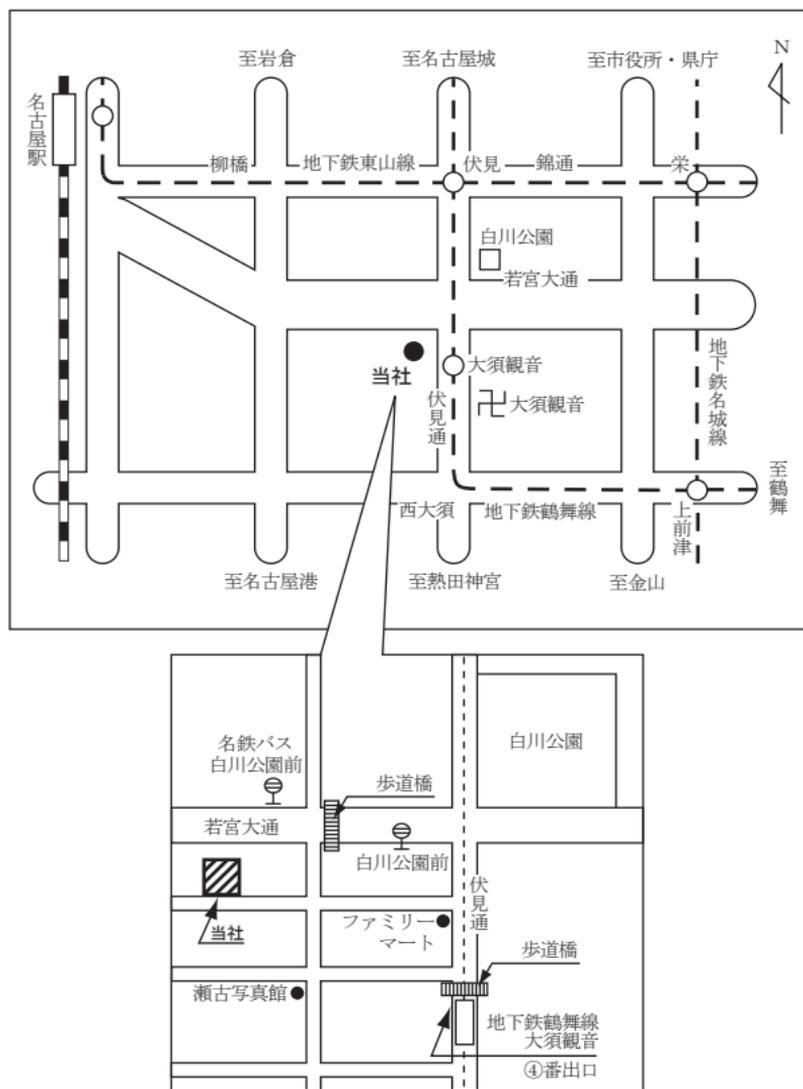
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
まつしたともてる 松下友輝 (昭和24年2月3日生)	平成13年4月 当社管理本部経理部副部長 平成16年4月 当社東北支店長 平成17年7月 当社退社 平成17年9月 松浦電機システム株式会社名古屋営業所長 平成22年4月 同社退社	0株

- (注) 1. 候補者は新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 候補者は、社外監査役候補者であります。また、本議案をご承認いただいた場合、当社は、候補者を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
 4. 候補者は、平成17年7月まで34年間当社の業務執行者でありました。その間の営業・管理・財務・支店長等の職務経歴により、当社の事業内容に精通しておられ、また当社と資本関係・取引関係のない会社での勤務経験等とあわせ、幅広い経験と客観的視点、高い見識を有しておられ、当社の監査業務に貢献していただけるものと判断いたします。また、候補者は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
 5. 第2号議案および本議案をご承認いただいた場合、当社は候補者との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額は法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区大須一丁目6番47号
当社 5階会議室
電話 (052) 221-7700



株主総会会場へは地下鉄鶴舞線「大須観音」駅④番出口より徒歩約3分です。

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。